

PCB 処理事業に係る環境保全協定について

1. 安全性と環境保全の確保に関する協定（以下「環境保全協定」）の締結

豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、具体的な実務や手順を定めた環境保全協定を日本環境安全事業(株)（環境事業団）と本市との間で締結する。

(1) 目的

- ・ 処理事業の安全性や環境保全の実効性をより確実なものとするため。

(2) 協定締結の根拠

- ・ 受入条件の中で協定締結を規定
- ・ 豊田市 PCB 廃棄物適正処理検討委員会の答申の中で提言

2. 協定の特徴

環境保全協定の主な規定として、次のものがあげられる。

大気や水質について、法令より厳しい排出管理目標値を設定

- ・ 日本環境安全事業(株)は、排出管理目標値の達成に努める。

緊急時や環境保全上支障がある時、停止を含めた措置等について規定

- ・ 事故等により有害物質が外部に排出された場合等、日本環境安全事業(株)は処理施設の停止を含めた措置等を講じるとともに、市へ報告する。
- ・ 環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できる。

各種モニタリングの実施と情報公開について規定

- ・ 日本環境安全事業(株)は運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市へ報告する。
- ・ 処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開する。

(参考) 協定の概要 以下、協定(素案)の本文を要約したもの

- (1) 日本環境安全事業(株)の責務(第2条)
本市が環境省に対して示した PCB 廃棄物広域処理事業に係る受入条件及びこれに対する回答を踏まえ、日本環境安全事業(株)が安全かつ適正に事業を実施する。
- (2) PCB 廃棄物の受入基準等の策定(第4条)
計画的な PCB 廃棄物の受入を実施するため、処理施設への受入基準及び受入計画を策定する。
- (3) PCB 廃棄物処理施設の運転管理(第5条)
処理施設の適切な運転管理のため、運転管理手順書、施設の維持管理手順書、万一の場合を想定した緊急時対応マニュアルを整備する。
- (4) 公害防止対策(第6条)
事業に伴う大気汚染や水質汚濁等の公害防止のため、法律等による規制値より厳しい排出管理目標値の達成に努める。
- (5) 地球環境保全の取組み(第9条)
環境保全及び環境改善に関する取組みを総合的に推進するため、ISO14001 の認証を取得し環境マネジメントシステムを構築する。
- (6) モニタリングの実施と報告(第10条、第11条)
処理施設の運転状況及び周辺環境に及ぼす影響についての的確に把握するため、運転モニタリング、排出モニタリング、環境モニタリングを実施し、その結果を市に報告する。
- (7) 市域の処理終了時事業総括(第12条)
豊田市内の PCB 廃棄物の処理が完了に近づいた適当な時期に、処理施設の運転状況や周辺環境への影響の状況などについての総合的な評価を実施する。
- (8) 運転の停止及び再開(第13条)
処理施設の運転管理等について環境保全上の支障があると認めるときに、市は日本環境安全事業(株)に対して施設の停止指示ができる。
- (9) 緊急時の措置(第14条)
天災その他不慮の事故が発生した場合の措置や、万一有害物質が外部に排出された場合に施設の停止を含めた措置等を講ずる。
- (10) 情報公開の推進(第16条)
処理事業に対する市民の理解を促進するため、処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開する。
- (11) 市民への対応(第17条)
処理事業の実施に伴い、環境の保全に関して市民から苦情があった場合は適切に対応する。

(1 2) 報告及び立入検査 (第 1 8 条、第 1 9 条)

市及び監視委員会は、日本環境安全事業(株)から報告の聴取及び処理施設への立入検査ができる。

(1 3) 事業終了時の措置 (第 2 0 条)

処理事業終了時に、敷地環境及び施設等の総点検を実施し、その後施設の解体及び用地の復元を実施する。